

学校いじめ防止基本方針



令和元年10月改訂

茅ヶ崎市立東海岸小学校

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめとは、「児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

（1）本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら傍観することが無いようにします。そのために、「いじめをしない させない ゆるさない！」ということを見聞に伝え、また、いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等の対策を行います。

また、保護者や地域、関係機関との連携を大切に、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう安心安全なコミュニティー作りに努めます。

（2）いじめの禁止

教育活動全般を通じて、「いじめは絶対に行ってはならない。」ということを見聞に周知徹底します。

（3）学校及び職員の責務

すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域、関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

3 いじめの防止等に関する内容

（1）いじめの未然防止のための取組み

- ・ 道徳教育、人権教育、異学年交流など、児童が他を思いやることができる心を育むための教育の充実を図ります。
- ・ 児童の自主的・主体的な活動を推進することを通して、児童の自己有用感や自己肯定感を高めます。
- ・ 地域との交流活動や学校行事等を通して、保護者並びに地域住民その他の関係者と連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ・ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめのメカニズムや特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・ 教職員が児童と信頼関係を作り上げていくために、教育相談の考え方や態度を身に付けるとともに、児童の状況を推し量ることができる感性を高めていきます。
- ・ 特に配慮が必要な児童（注1）に係るいじめについては、当該児童の特性を踏まえ、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

(注1) 発達障害を含む、障がいのある児童、海外から帰国した児童、外国につながりのある児童、東日本大震災や原子力発電所事故等の災害や事故により避難している児童を含みます。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ・児童からのいじめのサインを見逃さないために、教職員は日ごろから児童をしっかりと観察し、気がついたことはどんな小さなことでも積極的に情報交換をします。児童からのいじめのサインとして、特に次のような点について注視します。
 - ① 表情の変化
 - ② 仲間関係の変化（孤立）
 - ③ 欠席日数の増加
 - ④ 保健室の来室頻度の増加
 - ⑤ 心の相談員への相談
- ・学校は児童に対し、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動を取ることの重要性を理解させるよう努めます。
- ・年間を通して児童が教員と面談ができる時間を計画的に確保し、児童理解に努め、信頼関係を深めるとともに、いじめやそのサインを発見します。
- ・以前の担任に相談できる機会として、毎月、放課後ふれあいタイムを実施します。帰りの会終了後、各担任は教室で待機し、相談したい児童の相談体制を整えます。
- ・学級担任は、いじめ認知への感度を高めるために毎月「法律上のいじめ報告書」を児童指導担当者へ提出し、学級状況の発信に努めます。
- ・「安心して過ごせる学級づくり」を目指し、授業改善と学習規律の徹底に努めます。
- ・いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な調査（学校生活アンケート）を年2回（5月、12月）実施します。
- ・児童及び保護者がいじめにかかわる相談を全ての職員に行うことができるよう相談体制を整えます。
- ・いじめの疑いや相談・通報のあった事案は、いじめ防止委員会に報告するとともに、職員会議等において情報共有し、共通理解を図ります。
- ・研修会等を通して教職員のいじめの防止等に関する資質、人権を尊重する意識・態度の向上を図ります。
- ・保護者や地域の方がいじめの情報を得た場合は、学校に速やかに連絡・相談できるよう、連携強化に努めます。

(3) いじめの早期解決及び再発防止に対する取組み

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為があった場合はすぐにその行為をやめさせます。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、いじめ防止委員会を緊急開催し、事実の有無を確認します。
- ・いじめを受けた児童に対しては、学校が徹底していじめが解消するまで守り通し、安心・安全な学校生活を送ることができるよう、支援を継続的に行います。いじめを受けた児童が安心して学習するために必要な措置を講じるとともに、継続な見守りと安全確保を保証し、心のケアに努めます。
- ・いじめを行った児童に対しては、いじめは人権侵害であり、いじめを行った人にとっては些細に思えることでも、いじめられた人には取り返しのつかないほど心に大きな

傷を負わせてしまう危険もある行為であり、決して許されないことを、適切かつ毅然と指導し、自覚させます。そのような指導を通じ、最終的に、相手への謝罪の気持ちと共感を醸成させます。その一方で、いじめを行った児童を一方的に責めるのではなく、いじめに至った心的要因や背景を調査し、いじめを行った児童の心の安定を図ります。

- ・はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解するよう指導します。
- ・いじめを見ていた児童等にも、誰かに知らせる行動がとれるよう指導します。
- ・いじめの事案に係る情報は、適切に記録し、関係保護者と共有します。
- ・いじめを受けた児童の保護者に対して、学校は、いじめ発生に対し謝罪し、いじめ防止委員会は、把握した事実関係について報告するとともに、指導方針や対応策について説明・相談し、綿密な連携を図ります。
- ・いじめを行った児童の保護者に対して、いじめ防止委員会は、把握した事実関係に加え、いじめを行った児童の心的要因や背景についても報告します。学校は、いじめを行った児童に対する指導経過を報告するとともに再発防止といじめを行った児童のやり直しに向けて、保護者に相談し、連携を図ります。
- ・いじめを行った児童への指導とその保護者への助言も継続的に行います。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び警察署等と連携して対処します。
- ・いじめの背景調査や、再発防止、各児童の支援、指導等のために必要な場合は、青少年相談室、中央児童相談所、家庭児童相談室、警察、医療機関等の他機関とも積極的に連携を図ります。
- ・いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぎます。

(4) インターネット上のいじめ防止への取組み

インターネット上のいじめを防止するため、児童及び保護者に情報モラル研修会等必要な啓発活動を行うとともに、教職員研修にも努めます。

(5) 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの実施状況を学校評価に位置付けるよう努めます。

4 いじめ事案（重大事態以外）への対処

(1) 「いじめ防止委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を行うため、「いじめ防止委員会」を設置し、学期に1回及び必要に応じて開催します。いじめについて組織的に対応することにより、特定の教職員で問題を抱え込まず、複数の者による状況の判断をします。また、この組織は、いじめを受けた児童を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると共に、児童・保護者から相談・通報があった場合は、会議を緊急開催します。（具体的なフローについては、末尾の対応フローを参照）

(2) 「いじめ防止委員会」の構成

(緊急開催)

いじめを最初に認知した教職員、学年代表（学年代表が認知した場合は他の学年の教職員）

(随時開催)

学校長、教頭、児童指導担当者、教育相談コーディネーター、当該学年、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

(定例開催)

学校長、教頭、総括教諭、児童指導担当者、教育相談コーディネーター、学年代表、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

※ 検討事項や事案内容に応じて、関係職員や依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

(3) 活動内容

- ・いじめ防止等の基本方針・年間計画作成・取組内容の検討・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応の検討・決定
- ・いじめ事案の記録・報告
- ・いじめに関する実践的な教職員研修等の実施

5 重大事態への対処

(1) 「緊急いじめ対策委員会」の設置

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、「緊急いじめ対策委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

※ いじめの重大事案については、国の基本方針及び「いじめ重大事案に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適正に対応します。

(2) 「緊急いじめ対策委員会」の構成

校長、教頭、総括教諭、児童指導担当者、教育相談コーディネーター、学年代表、当該学年、養護教諭

※ 事案内容により構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命します。

※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(3) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査

- ・ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめに関わった児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での情報の提供・説明
- ・ 茅ヶ崎市教育委員会への調査結果報告
- ・ 調査結果の説明について、いじめに関わった児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

※ 調査結果については、いじめを受けた児童とその保護者の意向等及び公表した場合の児童への影響等を総合的に判断し、特段の支障がなければ公表を行います。

附則 本方針は、平成28年9月1日より実施する。

附則 本方針は 令和元年10月17日より実施する。

東海岸小学校 いじめ発生時対応フローチャート

※本フローチャートはあくまで基本の流れであり、事案に応じて臨機応変に対応するものとする。

